

総合評価落札方式による契約に関する特約条項

(総合評価落札方式に係る技術提案等の履行の報告)

第 1 条 受注者は、この契約の入札時に行った技術提案等（以下「技術提案等」という。）の履行について、発注者が指定した様式により発注者に報告しなければならない。

(技術提案等が不履行となった場合の違約金)

第 2 条 受注者の責めに帰すべき事由により技術提案等について全部又は一部が不履行となった場合、受注者は発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、次の式により算出する。

違約金の額＝当初の請負代金額×（1－技術提案等に基づく評価点について実際に受注者が履行した内容に基づいて算出し直した点数／技術提案等に基づく評価点）